

令和4年度東根市燃料費高騰対策等事業継続支援金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルスの感染拡大や、燃油及び物価等の高騰が幅広い業種に影響を及ぼしていることを受けて、売上の減少が著しい事業者、燃油や資材の調達コストが増加して経営に影響を及ぼしている事業者及び燃料費高騰の影響を大きく受けている運輸関連事業者を対象として、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内において東根市燃料費高騰対策等事業継続支援金（以下「支援金」という。）を交付することを目的とする。

(対象事業)

第2条 支援金の交付の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 東根市内に事業所を有する事業者（農林水産業を除く）であること。
- (2) 個人事業者、または中小企業基本法第2条に定める中小企業の範囲に該当する事業者（小規模事業者を含む）であること（別表1参照）。
- (3) 令和3年以前から事業により事業収入を得ており、確定申告若しくは住民税申告を行っている事業者、または令和4年6月までに創業している事業者であること。
- (4) 現に営業活動を行っており、今後も経営を継続する意思のある事業者であること。
- (5) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められること。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められること。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められること。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められること。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

(交付対象事業者、交付額及び申請時の添付書類等)

第3条 前条に規定する支援金の対象事業者は、次の各号で定める者とする。

- (1) 売上の減少が著しい事業者を対象とする支援金（以下「売上減少対応支援金」という。）の交付対象事業者、交付額及び申請時の添付書類等は、別表2-1及び2-2に掲げるとおりとする。

- (2) 燃油や資材の調達コストが増加して経営に影響を及ぼしている事業者を対象とする支援金（以下「燃料費等高騰対応支援金」という。）の交付対象事業者、交付額及び申請時の添付書類等は、別表3で掲げるとおりとする。
 - (3) 運輸関連事業者を対象とする支援金（以下「運輸関連事業者等支援金」という。）の交付対象事業者、交付額及び申請時の添付書類等は、別表4で掲げるとおりとする。
- 2 支援金の交付申請金額は、前項各号で定める各支援金のうち該当するものについて算定した金額を合算して、千円未満を切り捨てた金額とする。

（交付申請）

第4条 支援金の交付を申請する者（以下「申請者」という。）は、東根市燃料費高騰対策等事業継続支援金申請書（様式第1号）及び誓約書（様式第2号）に必要事項を記載して、別表2-1、別表2-2、別表3または別表4のうち該当する表で掲げる添付書類を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、申請期限は令和4年9月30日までとする。

（交付決定の通知）

第5条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適正であると認めたときは、速やかに支援金の交付を決定し、申請者に燃料費高騰対策等事業継続支援金交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（対象事業の変更等）

- 第6条 申請者は、支援金の交付決定を受けた後に対象事業を変更し、または廃止しようとするときは、燃料費高騰対策等事業継続支援金変更（廃止）承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、当該申請に係る書類等を審査し、対象事業の変更または廃止を認めたときは、速やかに燃料費高騰対策等事業継続支援金変更（廃止）承認書（様式第5号）により通知するものとする。

（支援金の支払）

第7条 市長は、第5条による支援金の交付決定後、交付決定を受けた事業者（以下「交付事業者」という。）に対し、支援金を支払うものとする。

（交付決定の取消し及び支援金の返還）

- 第8条 市長は、交付事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付決定を取り消すことができる。
- (1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき
 - (2) この要綱に反する行為があったとき
 - (3) その他市長が支援金の交付決定を取り消すべき事由があると認めたとき

（支援金の返還）

第9条 前条の規定により支援金の交付決定を取り消された交付事業者が、既に支援金の交付を受けているときは、市長の請求に応じ、支援金の全部又は一部を返還しなければならない。

ならない。

(関係書類の保管)

第9条 交付事業者は、次に掲げる書類を支援金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

- (1) 燃料費高騰対策等事業継続支援金申請書及び添付資料一式
- (2) その他市長が必要と認める書類

(関係書類の提出)

第10条 市長は、交付事業者に対し、前条に掲げる書類の提出を求めることができる。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年7月1日から施行する。

別表 1

主たる事業	資本金の額（出資の総額）	常時使用する従業員数
製造業、建設業、運輸業 その他（下記以外）の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

※「資本金の額」または「常時使用する従業員数」のいずれかが該当すること。

別表 2 - 1（売上減少対応支援金について）

対象	要綱第 2 条に該当する事業者
対象者	令和 4 年 4 月までに創業している事業者で、以下の「算定期間等」の欄で定める「算定対象月」の売上が、「比較対象月」の売上と比較して 20% 以上減少している事業者
算定期間等	算定対象月：令和 4 年 1 月から 6 月の間の任意の 1 か月 比較対象月：令和元年から令和 3 年の間の任意の年の算定対象月と同月 ※令和 3 年 6 月 2 日から令和 4 年 5 月 1 日の期間に創業した事業者について、特例として、令和 3 年 7 月から令和 4 年 5 月までの間のいずれか 1 か月を比較対象月とする。
売上	算定対象月の売上：売上台帳等から記載 比較対象月の売上：対象とする年の確定申告書から記載 青色申告の方→決算書の「月別売上（収入）金額及び仕入金額」欄の比較対象月の「売上（収入）金額」 白色申告の方→比較対象月の属する年の事業収入の月平均額（事業収入/12）
支給額	「比較対象月の売上」と「算定対象月の売上」の差額
事業規模別 支給上限額	個人事業主：10 万円 法人（年間売上高 1 億円未満）：10 万円 法人（年間売上高 5 億円未満）：15 万円 法人（年間売上高 5 億円以上）：30 万円
添付書類 （申請書の他）	<ul style="list-style-type: none"> ・確定申告書の写し（別表 2 - 2 参照） ・算定対象月の売上を証明する書類（売上台帳等）の写し（令和 4 年 1 月から 6 月の売上が分かるものを提出すること） ・通帳の写し（口座名義（カタカナ）の記載されたページ） ・東根市内に事業所があることを証明する書類（企業パンフレット、ホームページ、チラシの所在地記載箇所の写し等。）

別表 2 - 2 (売上減少対応支援金の添付書類 (確定申告書等) について)

対象者		添付書類	備考
法人		<ul style="list-style-type: none"> 確定申告書別表一の写し (令和3年と比較対象月が属する年(以下「比較対象年」という。)のものを提出。重複する場合、提出は1部とする。) 上記の法人事業概況説明書の写し(両面) 	確定申告書別表一、または第一表は、收受日付印が押印された写しを提出すること。 e-Tax の場合は收受日付印の押印は不要ですが、受付日時等が印字された資料(「受信通知(メール詳細)」)を添付すること。
個人 事業主	青色 申告者	<ul style="list-style-type: none"> 比較対象年の確定申告書第一表の写し 所得税青色申告決算書の写し 	いずれも存在しない場合、比較対象年の「納税証明書(その2 所得金額用)」(事業所得金額が分かるもの)を添付すること。
	白色 申告者	<ul style="list-style-type: none"> 比較対象年の確定申告書第一表の写し 収支内訳書の写し 	
	市 申告者	<ul style="list-style-type: none"> 比較対象年の町村民税・道府県民税・国民健康保険税申告書の写し 収支内訳書の写し 	市役所税務課で申告した際の本人控の写しを提出すること。

別表 3 (燃料費等高騰対応支援金について)

対象	要綱第2条に該当する事業者
対象者	運輸関連事業者等支援金の申請をしていない事業者
対象経費	令和4年1月から6月の間の以下の品目の光熱費、燃料費等 「ガソリン・軽油」、「灯油」、「ガス」、「電気」
支給額	<u>計算式(対象品目別に計算)</u> 「期間中の対象経費の合計」×「対象品目別の率(以下参照)」 (ただし、申請者が店舗兼住宅の場合、上記計算式の金額の3分の2) ※対象品目別の率 「ガソリン・軽油」、「灯油」・・・20% 「ガス」、「電気」・・・5%
事業規模別 支給上限額	「別表2-1(売上減少に対する支援金について)」の上限額と同様
添付書類 (申請書の他)	<ul style="list-style-type: none"> 対象経費の支払いの事実が分かる書類(領収書等)の写し 通帳の写し(口座名義(カタカナ)の記載されたページ) 事業所の所在地等を証明する書類(別表2-1と同様)の写し ※「売上減少対応支援金」と「燃料費等高騰対応支援金」の両方の申請をする場合で、添付書類が重複する場合、提出は1部とする。

別表4（運輸関連事業者等支援金について）

対象	要綱第2条に該当する事業者のうち、一般貨物自動車運送事業（霊きゅう限定を除く）、特定貨物自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業または運転代行を営む事業者
対象者	<p>燃料費等高騰対応支援金の申請をしていない事業者で、以下の①から③のいずれかに該当する事業者</p> <p>①山形県運送事業者原油価格高騰支援給付金を受給した事業者</p> <p>②山形県が7月1日以降に実施する運輸関連業者への補助金を受給した事業者</p> <p>③代行業者</p>
支給額	<p><u>大型、小型トラックについて</u></p> <p>令和4年4月1日時点で貨物自動車運送事業の用に供するために保有（リースを含む）する車両台数に応じて、以下のとおり算定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大型トラック（積載量2t以上）・・・3万円/台 ・小型トラック（積載量2t未満）・・・2万円/台 <p><u>貸切バス、タクシー・代行について</u></p> <p>令和4年4月1日時点で登録されている車両の保有台数に応じて、以下のとおり算定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸切バス・・・3万円/台 ・タクシー・代行・・・2万円/台
添付書類 (申請書の他)	<p><u>別表4「対象者」欄の①に該当する事業者</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・山形県運送事業者原油価格高騰支援給付金の申請に係る申請書類一式および決定通知書の写し <p><u>別表4「対象者」欄の②に該当する事業者</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・山形県が7月1日以降に実施するバス・タクシー事業者への補助金の申請書類一式および決定通知書の写し (申請内容の審査の都合上、『別表4「対象者」欄の③に該当する事業者』と同様の添付書類の提出を求める場合があるので、必要に応じて対応すること。) <p><u>別表4「対象者」欄の③に該当する事業者</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業を営んでいることを証明する書類 (確定申告書や納税証明書、営業許可書等の写し) ・通帳の写し（口座名義（カタカナ）の記載されたページ） ・登録車両台数を証明する書類等

東根市燃料費高騰対策等事業継続支援金申請書

東根市長あて

申請日 _____

申請者 干 _____

住所 _____

事業所名 _____

代表者職氏名 _____

電話番号・担当者
(日中繋がる番号) _____

1. 支援金を受ける事業所（申請者と違う場合は記入してください）

所在地	
事業所名	
代表者役職・氏名	

2. 申請する支援金

申請するものに○を記入。 (1)に該当する方は、(2)も しくは(3)も申請できます。		(1) 売上減少対応支援金	(2)・(3)はいずれか しか申請できません。
		(2) 燃料費等高騰対応支援金	
		(3) 運輸関連事業者支援金	

3. 申請総額(千円未満切捨)

	円
--	---

4. 各申請額の算定

支援金「(1)売上減少対応支援金」を申請する方はこちらを入力してください		
過去1年間の売上高	円	申請上限額：円
算定する時期(算定する月をそれぞれご記入ください)	2022年1月～6月の 任意の1か月の売上高	2019年～2021年の いずれかの同月売上高
	2022年 月	年 月
売上高(◎について、白色申告者と市申告者は、2019年～2021年のいずれかの年の月平均の事業収入を記入)	◎	◎
	円	円
減少率 (小数点以下切捨て)	%	$(◎ - ◎) / ◎ \times 100$
申請可能額(申請額)	円	◎ - ◎ もしくは申請上限額のいずれか低いほう

申請上限額：個人事業主及び年間売上高が1億円未満の法人：100,000円
 年間売上高が5億円未満の法人：150,000円
 年間売上高が5億円以上の法人：300,000円

支援金「(2)燃料費等高騰対応支援金」を申請する方はこちらを入力してください

過去1年間の売上	円		申請上限額：	円
店舗兼住宅ですか？ (どちらかに○を記入)	はい ・ いいえ		店舗兼住宅の場合は、申請基準額の3分の2が申請額です。	
各種支払済料金	ガソリン・ 軽油代金	灯油代金	ガス料金	電気料金
2022年1月	円	円	円	円
2022年2月	円	円	円	円
2022年3月	円	円	円	円
2022年4月	円	円	円	円
2022年5月	円	円	円	円
2022年6月	円	円	円	円
合計額	円	円	円	円
算定額	上記計の20%	上記計の20%	上記計の5%	上記計の5%
	円	円	円	円
申請基準額 (算定額の合計)	円			
店舗兼住宅の場合は、申請基準額の3分の2が申請可能額になります。				
申請可能額 (申請額)	円			

申請上限額：個人事業主及び年間売上高が1億円未満の法人：100,000円
 年間売上高が5億円未満の法人：150,000円
 年間売上高が5億円以上の法人：300,000円

支援金「(3)運輸関連事業者支援金」を申請する方はこちらを入力してください

登録済みの車両台数	大型トラック	小型以下	貸切バス	タクシー・代行
	台	台	台	台
算定額	¥30,000/台	¥20,000/台	¥30,000/台	¥20,000/台
	円	円	円	円
申請可能額 (申請額)	円			

5. 申請のための添付書類

確認欄

受給する支援金ごとに、要綱別表2-1～別表4に記載されている添付書類を用意してください。

6. 支援金振込先口座情報

金融機関名			金融機関コード	
支店名			支店コード	
口座の種類	普通 ・ 当座	口座番号		
名義人 (カタカナ)				

ゆうちょ銀行口座への振込をご希望の方は、通帳の最初の見開きページ下部に記載されてある振込受取口座情報を記載してください。

年 月 日

東根市長 あて

住 所

事業所名称

代表者氏名

印

電話番号

誓 約 書

この度、令和4年度東根市燃料費高騰対策等事業継続支援金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づく申請にあたり、下記の事項について誓約します。

記

- 1 要綱第2条第4項の規定（「現に営業活動を行っており、今後も経営を継続する意思のある事業者であること。」）に該当すること。
- 2 要綱第2条第5項に規定する暴力団関係者でないこと。
- 3 本件申請書及び添付書類の申請内容に事実と相違がないこと。
- 4 この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより支援金の返還請求等の不利益を被ることとなっても、異議申し立て等を行わないこと。

様式第3号（第5条関係）

東商観発第 号

令和 年 月 日

様

東根市長 印

東根市燃料費高騰対策等事業継続支援金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった、東根市燃料費高騰対策等事業継続支援金の交付について、令和4年度東根市燃料費高騰対策等事業継続支援金交付要綱第5条に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付決定額

売上減少対応支援金 円

燃料費等高騰対応支援金 円

運輸関連事業者等支援金 円

合計額 円

東根市長 あて

住 所

事業所名称

代表者氏名

電話番号

東根市燃料費高騰対策等事業継続支援金変更（廃止）承認申請書

東根市燃料費高騰対策等事業継続支援金について、下記の理由により事業計画を変更（廃止）しますので、令和4年度東根市燃料費高騰対策等事業継続支援金交付要綱第6条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1. 事業変更（廃止）の内容	
2. 事業変更（廃止）の理由	
3. 交付決定額	円
4. 変更（廃止）後交付申請額	円

5. 添付書類 変更（廃止）内容・理由等を説明する書類
その他市長が必要と認めるもの

様

東根市長 印

東根市燃料費高騰対策等事業継続支援金変更（廃止）承認書

令和 年 月 日付で申請のあった令和4年度東根市燃料費高騰対策等事業継続支援金変更（廃止）承認申請書について、審査した結果、適当と認められましたので、令和4年度東根市燃料費高騰対策等事業継続支援金交付要綱第6条第2項により通知します。

記

1. 事業変更（廃止）の内容	
2. 変更（廃止）前交付決定額	円
3. 変更（廃止）後交付決定額	円
4. 変更（廃止）前後交付決定額 の差引差額	交付 ・ 還付 円